

令和 6 年度

北九州市健全化判断比率等
審 査 意 見 書

北九州市監査委員

北九行監一第146号
令和7年8月22日

北九州市長 武 内 和 久 様

北九州市監査委員	中 西 満 信
同	梅 田 久 和
同	鷹 木 研一郎
同	大久保 無 我

令和6年度北九州市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算における北九州市健全化判断比率及び北九州市公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

令和 6 年度北九州市健全化判断比率の審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第 2 審査の着眼点及び方法

審査は、市長から提出された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率の算出において法令等に基づく適正な算定要素が用いられているか、健全化判断比率の算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

なお、この審査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

第 3 審査の期間

令和 7 年 7 月 9 日から同年 8 月 4 日まで

第 4 審査の結果

審査に付された令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

表 1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 6 年度	—	—	10.6	143.0
令和 5 年度	—	—	10.1	143.2
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	400.0

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。

令和 6 年度北九州市公営企業の資金不足比率の審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 6 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第 2 審査の着眼点及び方法

審査は、市長から提出された令和 6 年度決算に基づく北九州市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資金不足比率の算出において法令等に基づく適正な算定要素が用いられているか、資金不足比率の算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

なお、この審査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

第 3 審査の期間

令和 7 年 7 月 9 日から同年 8 月 4 日まで

第 4 審査の結果

審査に付された令和 6 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

表 2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	—	20.0
卸売市場特別会計	—	—	
渡船特別会計	—	—	
港湾整備特別会計	—	—	
産業用地整備特別会計	—	—	
漁業集落排水特別会計	—	—	
空港関連用地整備特別会計	—	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	—	
上水道事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
交通事業会計	—	—	
病院事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
公営競技事業会計	—	—	
	—	—	

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。